

地方行政のデジタル化の着実な推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国の社会経済活動は激変し、デジタル化の推進についても、様々な課題が浮き彫りとなった。

このような状況の中、第32次地方制度調査会においては、6月26日、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」を内閣総理大臣あてに提出し、社会全体で徹底したデジタル化が進めば、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとした。

また、政府は、7月17日には、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の変更を閣議決定し、我が国をデジタル技術により強靱化させ、経済を再起動するとの考えの下、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進める必要があるとしたところであり、本計画の実施にあたっては、国及び地方において、適切な施策の実施が求められている。

よって、国においては、地方行政のデジタル化の着実な推進を図るため、地方自治体の事務処理の実態を正確に把握し、必要な法令等の整備とシステムの標準化を図るとともに、十分な人的支援及び財政措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年（2020年）11月2日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、行政改革担当大臣、デジタル改革担当大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣

（提出者）自由民主党、民主市民連合及び公明党所属議員全員